

国民の安全・安心のための取組の概要

- 現状と取組の方向性 -

現状・課題	○実施中又は速やかに実施する施策/★着手すべき課題	関係省庁
第1 既存のルールへの遵守、各種制度の適正化に向けた取組		
1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて		
(1) 出入国管理DXの推進を含む出入国管理の適正化		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上陸審査待ち時間が長期化している ・ 不法残留者数増加の懸念がある ・ 査証免除国からの入国を事前チェックできない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電子渡航認証制度（JESTA）導入（R10年度中） ▶ ★ 電子渡航認証制度（JESTA）導入により、事前チェックを通じた厳格な審査と入国審査待ち時間の大幅な削減を着実に実現 	法務省
(2) 在留管理の一層の適正化		
ア 在留資格の審査の厳格な運用		
① 在留管理DXの推進等		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各行政機関の情報連携や電子化が不十分である（非効率な行政） ・ 各種制度の不適正利用の恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入管庁が関係機関から国民健康保険料及び国民年金保険料の納付情報、地方税の課税情報、医療保険被保険者等資格情報等の提供を受け、また、入管庁が関係機関に対して、国籍、在留資格情報、出入国関連情報等を提供（R9.3以降）することで、申請人の負担軽減のみならず、在留審査に活用する ▶ ★ 悉皆調査も踏まえ、出入国在留管理庁と他機関の間での情報共有・連携の実施を検討し、適正な在留管理・制度の適正化を実現 	法務省、厚生労働省、総務省、財務省、デジタル庁、内閣官房
② 在留カード等とマイナンバーカードの原則一体化		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 在留カード等とマイナンバーカードが分かれている ・ 更新時の手続きが煩雑である 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定在留カード等の運用開始後、特定在留カード等の普及促進に向けた積極的な施策を実施（R8.6） ▶ ★ 運用状況やDXの推進状況を踏まえ、全ての在留外国人が原則として特定在留カード等を取得するための方策（受入れ機関の責務において受け入れた外国人にマイナンバーカードを取得させる取組を含む）を検討 	総務省、法務省、デジタル庁
イ 在留資格等の在り方・帰化の厳格化の検討		
① 特定技能制度及び育成就労制度による適正な受入れ		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能制度や育成就労制度における分野別運用方針の策定に当たって、人手不足等を厳密に精査し、受入れ対象分野や受入れ見込数を適切に設定する必要 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ★ 特定技能制度及び育成就労制度の受入れ対象分野における更なる生産性向上による省人化、国内人材確保の取組の推進、状況に応じた受入れの停止や受入れ見込数の再設定等の対応を不断に検討 	法務省、厚生労働省、警察庁、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
② 在留資格「経営・管理」に係る適正化		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可基準の改正が行われたものの、いまだ事業の実態に疑いをもたれている案件も存在 ・ 事業実態の把握を目的とした実態調査が十分にできていない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「経営・管理」について、今後、実態調査を強化しつつ公租公課の履行状況等を踏まえて在留中の者の事業実態の把握に努める ▶ ★ 許可基準改正（R7.10資本金引き上げ等）後の運用状況を踏まえ、当該在留資格の制度趣旨に沿った受入れとなるよう更なる改善方策について検討 	法務省
③ 在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る適正化		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣による就労の具体的な活動内容の実態把握が十分でないことや、受け入れた外国人が資格該当性のない業務に従事する事案への対策が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「技術・人文知識・国際業務」について、資格該当性のない業務に従事している疑いのある受入れ機関や派遣先における活動状況を調査し、審査の厳格な運用等を行う ▶ ★ 活動実態を踏まえながら、受入れ機関の責任の在り方を含め、受入れ機関において専門的な業務に従事することを確保するための方策を検討 	法務省
④ 在留資格「留学」に係る適正化		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 週28時間を超えるアルバイトを行うなどの資格外活動違反も生じている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人雇用状況届出を活用し、教育機関と連携した実態把握・指導を行う ▶ ★ 留学生の資格外活動の実態等を踏まえつつ、資格外活動許可及びその管理の在り方について検討 	法務省
⑤ 在留資格「永住者」の在り方の検討		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 在留期間の更新がなく、取消事由も限定的で、社会との結びつきが、その他資格に比して格段に高まるにもかかわらず、許可要件そのものが緩やかであるとの指摘がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「永住者」について、審査の厳格な運用を行うとともに許可の在り方を検討、「永住者」の在留資格の取消しについて、ガイドラインの策定を含め、運用開始に向けて必要な準備を推進（R9） ▶ ★ 永住許可基準について、永住許可の趣旨を踏まえた独立生計要件や国益要件についての見直し、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの受講を条件とすること等の検討、改正法（R9）の施行状況を踏まえ、取消事由の範囲の拡大を含む更なる検討を推進 	法務省
⑥ 帰化の厳格化の検討		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 永住許可のガイドライン上の本邦在留要件は原則10年以上とされているのに対し、帰化の住所要件が5年以上とされているのは不整合との指摘がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 帰化の審査において、永住許可の審査との整合性の観点から、原則として10年以上在留し、日本社会に融和していることが必要であることなど、帰化の厳格化のための審査の在り方の検討を推進 ▶ ★ 将来にわたって安定した生活を営むことができることなどの帰化の要件について、引き続き帰化の厳格化のための審査の在り方を検討 	法務省
⑦ その他の在留資格の在り方等		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 在留資格の本来の趣旨に沿った受入れをすべき、違法行為を行った外国人に対する在留審査を厳格化すべき等の指摘があり、適正な在留管理のための在留資格の在り方を不断見直す必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資格該当性のない業務に従事することを防止するための方策の検討、運用の点検・改善 ○ 我が国において違法行為を行った外国人に対する在留審査を厳格化 ▶ ★ 高度人材ポイント制について、在留実態を踏まえた上で、ポイント加算項目における年取基準等の見直し、ポイント加算項目の整理を通じて制度の更なる適正化、審査の迅速化等に取り組む 	法務省

(3) 不法滞在者ゼロプランの強力な推進等		
ア 不法滞在者ゼロプランの強力な推進等		
<ul style="list-style-type: none"> 不法残留者数は約7万1,000人（R7.7時点）、退去強制が確定した外国人数は約3,100人 難民認定手続（一次審査）の平均処理期間が約2年と長期化している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○退去強制が確定した外国人が多い国への働きかけについて、取組の効果等を踏まえた上で厳格に対応 ○難民認定申請の迅速な処理体制の整備 ★ 難民認定申請の審査への、AIなどデジタル技術の活用も検討しながら当面の目標として、全体の平均処理期間について令和12年までに6か月とする ★ 不法滞在者ゼロを理念とし、当面の目標として、令和9年までに護送官付き国費送還の件数を倍増させることなどにより、退去強制が確定した外国人を令和12年末までに半減 ★ 退去強制事由の拡大について、海外事例を参考にしながら検討 	法務省、外務省
イ 不法就労対策の強力な推進等		
①偽変造在留カード対策や不法就労を助長する者の取締りの強化等		
<ul style="list-style-type: none"> 偽変造、失効在留カードを利用して、就労可能であることを偽装して活動を行う事案がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在留カード等読取アプリケーション及び失効情報照会の普及を促進するとともに、これらの連携を含めて機能を充実させ、不法就労対策及び偽変造在留カード対策を推進 ○ 不法就労助長者については、刑事処分の内容にかかわらず、警察等から情報提供を受けるなどして積極的に退去強制手続を執る ★ 国及び地方公共団体の関係機関が連携し、外国人を含む住民の相談に迅速かつ効果的に対応等するための体制を整備するとともに、効果的な入管法違反事案等の取締りにつなげることも検討 	法務省、警察庁、厚生労働省
②外国人雇用状況届出制度の運用改善		
<ul style="list-style-type: none"> 雇用主による外国人雇用状況の届出履行の徹底が不十分で、不法就労状態の是正が困難である 雇用主が外国人の偽変造在留カードの行使に気づかずに雇用してしまう場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人雇用状況の届出義務を徹底するため、未届・虚偽届事案や、事業主の対応が悪質な事案への対応に係る都道府県労働局及びハローワークと警察等関係機関との連携を強化 ○ 出入国在留管理庁と厚生労働省の連携を強化し、事業主に在留カード等読取アプリケーションの使用の確認を厳格化 ★ マイナンバーを活用した情報連携に係る在留管理DXの推進等と並行し、手続きの在り方を検討 	厚生労働省、警察庁、法務省
ウ 外国人犯罪への適切な対応		
<ul style="list-style-type: none"> 来日外国人犯罪は共犯事件の割合が高い 外国人による組織的窃盗等の違法行為が後を絶たない 不法滞在者と地域住民との間でのトラブルも発生している 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組織的窃盗等の違法行為に関し、国内関係機関が緊密に連携するとともに外国捜査機関等との連携を強化 ○ 訪日外国人旅行者、技能実習生等への様々な機会を捉えての日本の法令やマナー等の周知 	警察庁、法務省、国交省、厚生労働省、外務省、文部科学省
エ 被仮放免者等の情報共有		
<ul style="list-style-type: none"> 収容されていない退去強制手続中の者（被仮放免者・被監視者）に関して地方自治体内で情報を適切に把握できていない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和8年度中を目途に、出入国在留管理庁が把握する収容されていない退去強制手続中の者等の情報の市区町村に対するプッシュ型での提供を開始（R8年度中） 	法務省
オ 外免切替の厳格な運用等		
<ul style="list-style-type: none"> 基本的な交通ルールを理解していない「外免切替」により免許を取得した外国人による交通事故が発生している 海外では免許取得時に一定の居住・在留が求められている中、日本では当該要件がなく、観光客等が免許を取得している 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路交通法施行規則を改正し、免許取得時や免許証更新時の住所確認を厳格化した（R7.10） ○ 外免切替手続における知識確認・技能確認を厳格化した（R7.10） ★ 引き続き、外免切替や免許証更新時の厳格な運用を徹底（R7以降）、海外調査や交通事故実態等を踏まえ、更なる外国人運転者による適正な運転の確保のための方策を検討 	警察庁
(4) 秩序ある共生社会の実現に向けた受入環境整備		
<ul style="list-style-type: none"> 外国人受入れを巡る地方自治体の負担増加の指摘がある 在留外国人が、日本語や日本のルール・制度を理解し、責任ある行動をとることが必要とされる 外国人が日本語や日本社会の仕組みを学ぶ機会が限定的である 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入国前及び在留外国人を対象に、日本のルールや制度等を説明する双方向型の対話型オリエンテーションを国主導で実施 ★ 我が国に在留する外国人（帯同家族を含む）が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設 ★ 当該プログラムを受講の上、内容を理解していることを在留審査における考慮要素とすることについて、検討 ★ 外国人の受入れによって裨益する受入機関が果たすべき役割を一層明確にする方策を検討 	法務省等関係省庁
(5) 在留許可手数料・査証手数料の見直し		
ア 在留許可手数料の見直し等		
<ul style="list-style-type: none"> 外国人の受入環境整備等に係る各種施策を強化・拡充することが不可欠である 受益者負担の観点から、外国人に相応の負担を求めることが必要である 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入管法について所要の改正を行うなどした上で、令和8年度中に在留許可手数料を見直して引上げを実施し、外国人に関わる各種施策・出入国在留管理の体制を強化・拡充（R8年度中） 	法務省
イ 査証手数料の見直し		
<ul style="list-style-type: none"> 査証手数料が著しく安価な水準となっている（S53以来改定していない） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和8年度中（2026年度中）に、査証手数料の見直しを行う 	外務省
(6) 外国人の受入れの基本的な在り方の検討		
<ul style="list-style-type: none"> 外国人の受入れの基本的な在り方について、中長期的かつ多角的観点から検討が必要である 外国人の受入れに当たり、国、地方自治体や受入れ機関等との役割分担が不明確との指摘がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 省庁横断的に、更に具体的な調査・検討、将来推計等を行うとともに、体制の強化を検討 ★ 外国人に係る諸課題（社会保障や教育、文化・宗教などを含め）を整理し、具体的な調査・検討課題を明らかにした、受入れに関する基本的な考え方を検討 ★ 上記検討において、外国人の受入れに当たっての国、地方公共団体や受入れ機関等との役割分担、関連する将来推計等を踏まえる 	全省庁

2 外国人制度の適正化等について		
(1) マイナンバー等を活用した情報連携の更なる活用		
<ul style="list-style-type: none"> 一部の在留資格を除き、税・社会保険料の納付情報等が未確認である 申請人の負担及び円滑な審査・適正な在留管理の面で電子化が不十分である 	<ul style="list-style-type: none"> 入管庁が関係機関から国民健康保険料及び国民年金保険料の納付情報、地方税の課税情報、医療保険被保険者等資格情報等の提供を受け、また、入管庁が関係機関に対して、国籍、在留資格情報、出入国関連情報等を提供（R9.3以降）することで、申請人の負担軽減のみならず、在留審査に活用する ★ 悉皆調査も踏まえ、出入国在留管理庁と他機関の間での情報共有・連携の実施を検討し、適正な在留管理・制度の適正化を実現 	法務省、厚生労働省、総務省、財務省、デジタル庁、内閣官房
(2) 税・社会保障・医療に係る制度の適正化		
ア 国民健康保険料の収納対策・保険適用の在り方等の検討		
<ul style="list-style-type: none"> 健康保険組合・協会けんぽについて、外国人の情報を把握できていない 日本の医療保険による治療目的で来日し、高額な治療を受けているような事例もあるのではないかと指摘がある 	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険（健康保険組合・協会けんぽ）に係るマイナンバーによる情報連携を行い、国籍、在留資格情報の取得（R9）を進める ★ 諸外国における外国人への医療保険の適用の在り方や不正受給防止対策に関する調査を実施の上、中長期的な観点から、必要な対策を検討 	厚生労働省、法務省
イ 医療費不払への対応		
<ul style="list-style-type: none"> 外国人による医療費不払いが発生している 入国前の民間医療保険への加入促進が必要との指摘がある 	<ul style="list-style-type: none"> 医療費不払のある訪日外国人の情報を共有するシステムの基準額引き下げ（R8）により新たな医療費の不払いの発生を抑制する ○ また、対象を中長期在留者に拡大（R9）し、外国人患者の医療費不払情報を在留審査においても活用する ★ 医療費不払の発生抑制のため、訪日外国人の適切な費用負担を前提に、入国前から民間医療保険への加入を求めるための制度的取組を検討 	厚生労働省、金融庁、法務省、外務省、国土交通省
ウ 出産育児一時金（海外療養費）への対応		
<ul style="list-style-type: none"> 出産育児一時金や海外療養費の不正受給防止が必要との指摘がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出産育児一時金及び海外療養費の適正化に向けた対策等の周知 ★ 今後、出産に対する保険給付方式の見直しに当たり、制度趣旨を踏まえ効率的・効果的な給付方法の在り方を検討 	厚生労働省
エ 感染症予防と健康診断		
<ul style="list-style-type: none"> 中長期滞在を予定している外国人に関しては、国内における感染症のまん延の防止や医療への負担軽減の観点から、入国前に健康診断・予防接種を受ける等、考え方の整理を示すべきとの指摘がある ※健康診断の受診結果の提出を入国の条件としているのは、在留資格「特定技能」のみである 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入国要件としての予防接種記録や健康診断の受診結果などの提出の義務付けについて、他国の状況を調査（R8夏目途） ★ 調査結果を踏まえ、中長期滞在中の外国人の入国要件として、予防接種記録や健康診断受診結果等の提出を求めることを検討 	厚生労働省、法務省
オ 脱退一時金と社会保障協定		
<ul style="list-style-type: none"> 脱退一時金を受給するとそれまでの年金加入期間がなくなるため、外国人の年金受給に繋がりにくいとの指摘 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再入国許可出国者への脱退一時金不支給を規定（R7法改正） ★ 社会保障協定の締結促進による加入期間の通算確保により、年金受給に結びつきやすくなる外国人の増加を推進 	厚生労働省、外務省
カ 生活保護制度の運用の適正化		
<ul style="list-style-type: none"> 外国人による利用実態の把握が不十分である 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護担当課に対し取扱いの留意点等を周知（R7） ★ 国籍・在留資格等のマイナンバーによる情報連携、外国人の適正な制度利用に向けた入管行政との連携、行政措置の対象となる者の見直しも含め、保護の補正性の原理との関係も考慮しながら必要な措置を検討 	厚生労働省、法務省
キ 租税条約の見直し		
<ul style="list-style-type: none"> 近年改正されていない一部の国との租税条約においては、外国人留学生等が取得する給与について、一定の範囲で免税とする規定がある 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 外国人留学生等の給与の免税規定を有する条約の改正を働きかけ、適切に見直す 	財務省、外務省
(3) 日本語教育の充実		
ア 来日前の日本語教育		
<ul style="list-style-type: none"> 来日前に日本語能力を向上させる必要がある 現地日本語教師の質の向上が課題である 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外における日本語教育導入・普及促進支援事業を強化 ★ 育成就労制度の開始に向け、現地における日本語教育カリキュラム・教材開発支援、日本語教師の育成等、海外の日本語教育活動を支援 	外務省
イ 大人（労働者）に対する日本語教育		
<ul style="list-style-type: none"> 事業主等による育成就労外国人に対する日本語学習機会の提供の促進が必要である 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育成就労制度における日本語講習モデルカリキュラムの開発・普及促進 ★ 監理支援機関や育成就労実施者において認定日本語教育機関や登録日本語教員による日本語講習が円滑に行われるよう運用 	厚生労働省、法務省
ウ 大人（生活者）に対する日本語教育		
<ul style="list-style-type: none"> 日本語教育ニーズが増加・多様化している 「生活者としての外国人」に対する日本語学習機会の確保や日本語教育の質の向上が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ オンライン日本語学習教材の充実、地方公共団体による地域日本語教育の総合的な体制づくりへの財政支援の拡充 ★ 地域日本語教育に関するガイドラインの作成等を検討 	文部科学省、総務省
エ 子供に対する日本語教育		
<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導が必要な外国人児童・生徒が急激に増加し、集住・散在が顕在化している 個々の状況を踏まえた全国的な教育体制の整備が不十分である 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「プレスクール（仮称）」（初期支援）の方策の検討、ICTや生成AIの活用も含めた指導内容・方法等のガイドラインの提示、日本語指導補助者等への支援の拡充、地方公共団体への財政支援等の拡充 ★ 初期指導の地域の実情に応じた全国展開、登録日本語教員の配置、多文化多言語の子供に応じた学習・指導計画を立てる生成AIの活用促進等 	文部科学省
オ 日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上		
<ul style="list-style-type: none"> 日本語学習ニーズが増大している 日本語教育人材の質・量の確保が課題である 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登録日本語教員等の研修の充実や特色ある養成課程の展開 ★ 我が国に在留する外国人が日本語や我が国の制度・ルール等を学習するためのプログラムなど、留学生の受入れに限らない場での認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用方策の検討と登録日本語教員の処遇改善の推進 	文部科学省

(4) 福祉・教育・住居等制度の適正化		
ア 児童手当の適正化		
<ul style="list-style-type: none"> 外国人が転出の届出を行わず出国することにより居住実態の把握が遅れる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居住実態や監護実態を適切に把握した上での支給を徹底するため、出入国関連情報のマイナンバーによる情報連携を実施（R9.3以降） ★ 各地方公共団体における外国人の不適切事案調査結果をもとに、必要に応じた対応策等の取組を検討 	こども家庭庁
イ 就学援助制度の運用の見直し・適正化		
<ul style="list-style-type: none"> 国内に居住していないにもかかわらず、就学援助を受けている児童生徒がいるのではないかと指摘がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学援助制度について、居住実態を把握した上で、適切な支給となるよう都道府県に周知（R7） ★ 就学援助について、居住実態を把握した上で、適切な支給となるよう、出入国在留管理庁等の関係省庁が保有する外国人情報との連携の在り方等の検討 	文部科学省
ウ 外国人留学生に対する支援に係る運用の適正化		
<ul style="list-style-type: none"> 外国人留学生に対する支援において、事業の目的に照らした運用の見直しが必要である 各外国人留学生の適切な在籍管理が必要である 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主として日本人の博士後期課程への進学を支援する事業における事業目的に照らした外国人留学生への生活費相当額の支援は行わない見直し ○ 外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等の指定・公表、在籍管理の適正性も注視した上での経営に課題を抱える大学等への指導強化 	法務省、文部科学省
エ 外国人学校に対する支援に係る運用の適正化		
<ul style="list-style-type: none"> 外国人学校に対する支援をはじめとする各種制度・運用の見直し・適正化の推進が必要である 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高等学校等就学支援金制度について、政党間での合意も踏まえ、令和8年4月からの実施に向けて対応を検討 ★ 各補助金の趣旨・目的に沿った適切かつ透明性のある執行の確保を促進 ★ 新たな高等学校等就学支援金について、政党間の合意も踏まえ、国民の様々な意見や実施状況等の分析を踏まえて、制度の施行後3年以内の期間に十分な検証を行った上で、必要な見直しを行う 	文部科学省
オ 公営住宅・UR賃貸住宅等への外国人の入居		
<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅等に外国人が多く居住することにより、特定の学校に外国籍児童が急増し学校側に負荷がかかる等の問題が生じているとの指摘 外国人の入居実態について、把握している事業主体と把握していない事業主体がある 外国人入居者に緊急事態が発生した際に、国籍がわからないこと等により、事業主体による迅速な対応が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公営住宅・UR賃貸住宅等について、外国人の入居資格や入居時の確認方法等について把握するための調査を実施（R7年度中） ★ 公営住宅・UR賃貸住宅等への新規入居者の国籍等の把握、追加的な対応の検討 	国土交通省
カ 土葬に関する整理・検討		
<ul style="list-style-type: none"> 昨今、外国人が信仰する宗教に沿った土葬墓地の新設を巡る動きがあり、これについて様々な懸念が示されている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土葬を含む墓地経営の許可事務等の実情調査（R7年度） ★ 地域の状況に応じて自治体が事務を滞りなく行う観点から、参考となる他地域の条例を周知するなど必要な整理・検討 	厚生労働省
キ 外国法人等による予報業務に関する規制の強化		
<ul style="list-style-type: none"> 日本国内に向けて不適切な気象等の予報業務を行う外国法人等が現れている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 許可申請時の外国法人等に対する国内代表者等の指定義務付けや、許可を取得せずに予報業務を行う者等の氏名等の公表などの取組の実施 	国土交通省
(5) 民泊・オーバーツーリズムへの対応		
ア 各種民泊の適切な運営確保		
<ul style="list-style-type: none"> 法令手続が行われずに営業が行われている民泊、騒音の発生やルールを守らないごみ捨てなど宿泊者による迷惑行為の発生やこれに対する事業者による迅速な対応が行われなかったといった、管理が適切に行われない民泊が存在する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 命令・罰則などの事例の周知等による無届民泊に対する厳正な取締りや抑止の推進、生活環境の悪影響を防止する一定の規制の考え方の周知 ○ 各種民泊データの一元管理を通じた仲介サイトからの違法民泊の確実な排除、地域の実情に応じた条例制定等のためのガイドライン見直し検討 ★ 不適切な民泊への厳正な処分・規制方策の検討、出入国管理等との連携方策の検討、事業者のDX推進方策の検討、各種民泊制度の差異への対応検討 	国土交通省、厚生労働省、内閣府
イ オーバーツーリズム対策の強化等		
<ul style="list-style-type: none"> 三大都市圏をはじめとした特定の都市・地域・時間帯に観光客が偏在・集中している 生活道路の渋滞やマナー違反等により地域住民の生活の質への影響等の課題の顕在化している 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各地における生活道路の渋滞対策や公共交通の混雑対策、マナー違反対策などを支援 ○ オーバーツーリズム対策の集中的実施・抜本的強化、特定の都市・地域への集中の是正と観光客の分散の推進（令和8年度税制改正大綱に基づく所要の法改正を経た上で、国際観光旅客税の税率引上げにより確保する財源等も活用） ★ オーバーツーリズムへの点的な取組に加えて、地方誘客を促進することによりインバウンドのフローを構造的に変革 ★ 新たな観光立国推進基本計画においても、インバウンド数等の量的な目標に加え、インバウンド消費額等の質の追求に係る目標も盛り込むことを検討 	国土交通省

第2 土地取得等のルールの内実を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組		
1 土地所有等情報の透明性向上		
<ul style="list-style-type: none"> 外国人による我が国の土地取得等に対する国民の不安は、我が国の土地所有者等の実態がよく分からないことにも起因している ※農地法に基づく許可申請において、取得者が個人の場合はその国籍を、法人の場合は役員及び主たる株主の国籍まで把握済み ※重要土地等調査法及び国土利用計画法において、届出者の国籍を把握済み 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不動産登記、森林法をはじめ、土地関連制度において国籍を把握 	内閣府、農林水産省、国土交通省、法務省、財務省
	▶ <ul style="list-style-type: none"> ○ 多額の現金による不動産取得の事例が指摘される中、不動産取得に係るマネロン対策を強化 	国土交通省
	▶ <ul style="list-style-type: none"> ○ 取引がない土地等（ストック）の所有者の国籍把握（登記名義人から試算）を検討 	内閣官房
	▶ <ul style="list-style-type: none"> ★ 土地所有等情報の更なる透明性向上に向け、法人の実質的支配者の把握強化の検討（FATF（金融活動作業部会）対日審査対応との連携） 	内閣官房、警察庁、法務省、財務省
2 土地所有等情報の公開性確保		
<ul style="list-style-type: none"> 土地所有等情報を一元的に管理する統合データベースが存在せず、適切に公開・提供するための制度的な枠組みが整備されていない 	▶ <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地所有等情報を集約したデータベースとして不動産ベース・レジストリを整備し、行政機関等や国民が適切にアクセスできる仕組みの構築を検討（令和9年度以降実施予定） 	デジタル庁、法務省
	▶ <ul style="list-style-type: none"> ★ 土地所有等情報の取扱いの範囲を整理し、その情報の公開の方法についても、公開する地域の単位等について、丁寧な検討を実施 	内閣官房、デジタル庁、法務省
3 マンションの取引実態の把握		
<ul style="list-style-type: none"> マンション価格高騰の要因の一つとして、外国人による短期売買の増加を指摘する声があるが、マンションの取引実態が把握されていない 	▶ <ul style="list-style-type: none"> ○ 大都市部の新築マンションを対象に、短期売買や国外からの取得に関する実態調査を実施 ※国外からの取得割合は中心部ほど高い傾向があり、東京圏全体：1.9%、東京都：3.0%、大阪圏全体：2.1%、大阪府：2.6%、京都府2.3%などとなっている。 ○ 不動産登記の国籍把握を踏まえ、国内居住者を含む外国人によるマンション取得実態を把握 ★ 業界と連携しながら必要な対応を検討するなど投機的取引抑制を実施 	国土交通省
	▶ <ul style="list-style-type: none"> ○ 大都市部の新築マンションを対象に、短期売買や国外からの取得に関する実態調査を実施 	国土交通省
4 地下水採取に関する実態把握		
<ul style="list-style-type: none"> 外国人が水源地を買い占めて地下水を採取しているのではないかと指摘する声があるが、実態が把握されていない 	▶ <ul style="list-style-type: none"> ○ 地下水採取を規制している条例及び外国人等による地下水採取事例に関する調査を実施 	内閣官房
	▶ <ul style="list-style-type: none"> ○ メディアやSNS等で発信される外国人の地下水採取への具体的な懸念について情報収集や事実関係の確認を行い、必要に応じ対応策を検討（R7年度実施予定） 	内閣官房
	▶ <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土全域で実態把握・適切な地下水管理をするため、国籍情報を含め、統一的な考え方による地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用について、実効性のある仕組みの検討を開始（R7年度実施予定） 	内閣官房、国土交通省
	▶ <ul style="list-style-type: none"> ★ 地下水を採取する法人の実質的支配者の把握についても検討 	内閣官房、国土交通省
5 外国人の土地取得等のルールの内実等		
<ul style="list-style-type: none"> 安全保障の観点からの利用規制はあるが、土地等の事前取得規制は存在しない ※平成28年度に無主の国境離島273島を国有財産化済。 	▶ <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全保障の観点からの土地取得等のルールについて、立法事実を整理し、他国の例も参考に、国際約束との関係の具体的な精査を含め、対象者（日本人・外国人を問わず対象とするか、外国人に限定するか等）、規制内容（許可制、審査付事前届出制、立入検査等）、対象となる土地等を検討し、骨格をとりまとめ（R8年夏） 	内閣官房、内閣府、外務省、防衛省
	▶ <ul style="list-style-type: none"> ★ 国内居住者を含む外国人によるマンション取得の実態が明らかになれば、諸外国の取組も参考に、必要な対応策を検討 	内閣官房、外務省、国土交通省
	▶ <ul style="list-style-type: none"> ★ 無主の国境離島以外の離島の国有財産化や、安全保障の観点から必要な場合には離島の土地取得等のルール化を含めて対策を検討 	内閣官房、内閣府、外務省、防衛省